

【募集要領】

河川で発生した伐採木及び枝葉の採取者を公募します！

令和 8 年 5 月 27 日
帯広開発建設部 池田河川事務所長

1. 目的

池田河川事務所では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木等をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける採取者を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

採取した樹木等については、活用方法の制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などをすることができます。

2. 応募方法

公募型樹木等採取を希望される方は、別紙「応募様式」(様式-1)に必要事項を記入し、メール、郵送、または持参により以下の宛先まで応募してください。

申込期限

令和8年5月27日(水)～令和8年6月8日(月)12時00分必着

申込書を持参する場合は、受付期間内の祝祭日を除く月曜～金曜日の8時45分～17時00分までにお越しください(最終日は12時00分まで)。メールの場合は、メール本文に必要事項のご記入をお願いします。

応募者多数の場合は下記4.6)により採取者を決定します。

応 募 先

郵送・持参：〒083-0032 中川郡池田町字利別東町
帯広開発建設部 池田河川事務所
(担当：計画課)

メー ル：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

3. 応募資格

以下の不適合事項のいずれにも該当しないこと。

- 1) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- 2) 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は71条の規定に該当するものでないこと。
- 3) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

- 4) 直近1年間の税を滞納している者
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- 6) その他、池田河川事務所長が参加不相当と判断する者

4. 樹木等採取の概要

- 1) 採取期間：河川産出物採取着手届確認完了日から令和8年8月17日（月）
- 2) 採取予定場所：別途箇所図・平面図参照
- 3) 主な樹種：ヤナギ類が主体
- 4) 概算数量：伐採木 約 321 m³
枝葉 約 2,212 m³

※おおよその数量であり、実際の数量とは異なる場合があります。

※集積した伐採木・枝葉は、多様な大きさや形が混在しており、土砂が付着している場合がありますのでご了承ください。

※提供場所までは、進入路が確保されておりますが、降雨等でぬかるむことがありますのでご了承ください。

- 5) 応募種別：下記希望種別から選択の上、ご応募ください。

(A) 伐採木及び枝葉の全てを採取する。

(B) 枝葉のみ全てを採取する。

(C) 木のみ全てを採取する。

- 6) 応募から採取開始までに最大4週間程度を要します。手続きの詳細は別紙（手続きの流れ）をご覧ください。

- 7) 申込者が複数いた場合は、下記の申込条件の順位により、より上位の方を選定します。

(A) 伐採木及び枝葉の全てを採取する。

(B) 枝葉のみ全てを採取する。

(C) 木のみ全てを採取する。

また、同順位の申込者が複数いた場合には、くじ引きにより選定します。抽選が必要な場合は6月8日17時00分までに抽選の連絡をいたします。

※(A)の希望者がなく(B)と(C)にそれぞれ複数の希望者がいた場合は、伐採木及び枝葉の両方について抽選をおこないます。この場合に限り、合計2者が採取者となります。

※抽選は令和8年6月9日15時00分から池田河川事務所で行います。

※抽選に当日出席できない場合は事務所職員が代理抽選いたしますので、連絡の際、代理希望を申し出てください。

5. 留意事項

- 1) 受取希望日や使用機械等について事前に回答いただき、協議させていただきます。なお、ヤードに限りがあるため、破碎機の持ち込みによる現場作業は調整させていただく場合があります。ヤード予定区域は別途平面図を参照してください。

- 2) 採取予定場所は騒音規制法における騒音規制の第2種区域となっていることから、法令に則った作業をおこなってください。
- 3) 採取予定場所は池田町の緊急避難場所としても使用することから、搬出後に清掃をおこない池田河川事務所担当者の確認を受けてください。清掃条件は次のとおりです。
 - ・一般車両の損傷や町民が誤ってケガをする恐れのあるものなどを残さないこと（ゴミ・木杭・鉄ピン・ガラスなど）。
 - ・おおむね30cmを超える枝葉等は残さないこと（萌芽防止のため）
 - ・不陸がないこと（重機を使用したことによる凹凸がないこと）

6. その他

- 1) 各様式への記載内容を確認するため、直接お電話等で聞き取りをさせていただく場合があります。
 - 2) 本取組に係る行為に関する費用、労働等は、全て採取者の負担となります。
 - 3) 本件は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
 - 4) 本件中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には採取者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合は現状に復旧していただく場合があります。
 - 5) 本公募に係る行為に起因して、事故（採取者間における事故も含む）やケガ等が発生した場合には、すみやかに池田河川事務所長へ届け出るとともに、当事者間で事故処理等の対応をお願いします。なお、池田河川事務所では事故処理等の対応に関する責任は一切負えません。
 - 6) やむを得ない事由が発生した場合は、取り下げの申し出が可能です。
 - 7) 採取者に河川管理上好ましくない行為があった場合等には、作業中であっても採取の資格を取り消す場合があります。
 - 8) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず手続きを中止する場合があります。その場合はご了承願います。
 - 9) 今後のより良い「公募型樹木等採取」の取り組みとするため、採取者にアンケートまたはヒアリングを実施することがあります。
- 10) 本件に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

問い合わせ先

帯広開発建設部 池田河川事務所 計画課

電 話：015-572-2661

メー ル：hkd-ob-ike-ri-iji-81u@gxb.mlit.go.jp

別紙

応募から採取開始、採取完了までの流れ

| 番号 | 項目 | 実施者 |
|----|------------------------------------|--------------|
| ① | 「応募様式(様式-1)」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ② | 「応募様式(様式-1)」確認・受理 | 池田河川事務所 |
| | ↓ ※1~2週間程度かかります | |
| ③ | 同一順位の応募者が複数いた場合には抽選会を実施 | 採取者及び池田河川事務所 |
| | ↓ | |
| ④ | 「公募型樹木採取の参加者選定結果について(決定通知書)」送付 | 池田河川事務所 |
| | ↓ | |
| ⑤ | 「許可申請書(様式-2)」、「採取作業計画書(様式-3)」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑥ | 「許可申請書(様式-2)」、「採取作業計画書(様式-3)」確認・受理 | 池田河川事務所 |
| | ↓ ※1週間程度かかります | |
| ⑦ | 「河川産出物採取許可書」送付 | 池田河川事務所 |
| | ↓ | |
| ⑧ | 「河川産出物採取着手届」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑨ | 「河川産出物採取着手届」確認・受理 | 池田河川事務所 |
| | ↓ | |
| ⑩ | 採取開始 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑪ | 採取完了、清掃状況確認 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑫ | 「河川産出物採取完了届」作成・提出 | 採取者 |
| | ↓ | |
| ⑬ | 「河川産出物採取完了届」確認・受理 | 池田河川事務所 |

(使用する重機) (すべて列挙する:)

(作業人数・作業台数) () 人
() 台

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

4. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定
※令和8年6月9日から令和8年8月17日以内としてください。
※実際の採取開始は河川産出物採取着手届確認以降となります。

5. 応募者の連絡先

連絡先(携帯可) :

緊急連絡先 :

メールアドレス :

なお、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

6. 公募型樹木等採取の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の指定又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

様式-2

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

北 海 道 開 発 局 長 殿

申 請 者
住 所
代 表 者 名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏 名

電 話 番 号

帯広開発建設部 池田河川事務所長 殿

採取者 住所 〒

代表者名

電話番号

採取作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(作業時間) : ～ :

【作業日】

【作業者】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- <作業時服装> ・作業時はヘルメット等安全に配慮した保護具を着用し、作業に適した服装で行う。
- <気象条件> ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報が発令された時は作業を中止する。
- <資機材管理> ・作業用器具はヤード内で保管し、作業終了時は周辺に飛散しないよう管理する。
- <隣接者調整> ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
 - ・積み込みする際は、他の採取者と離隔を十分に取って作業を行う。
 - ・資機材置き場の通路は最低他社トラック1台が通行できる幅を確保して使用する。
- <有事対応> ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携行する。
 - ・消防署、警察、病院、事務所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
 - ・事故(ケガを含む)発生時には事務所に必ず連絡する。
- <法令遵守> ・積み込み・運搬作業の際は、騒音規制法等の法令を遵守する。
 - ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- <その他> ・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
 - ・作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起らないようにする。

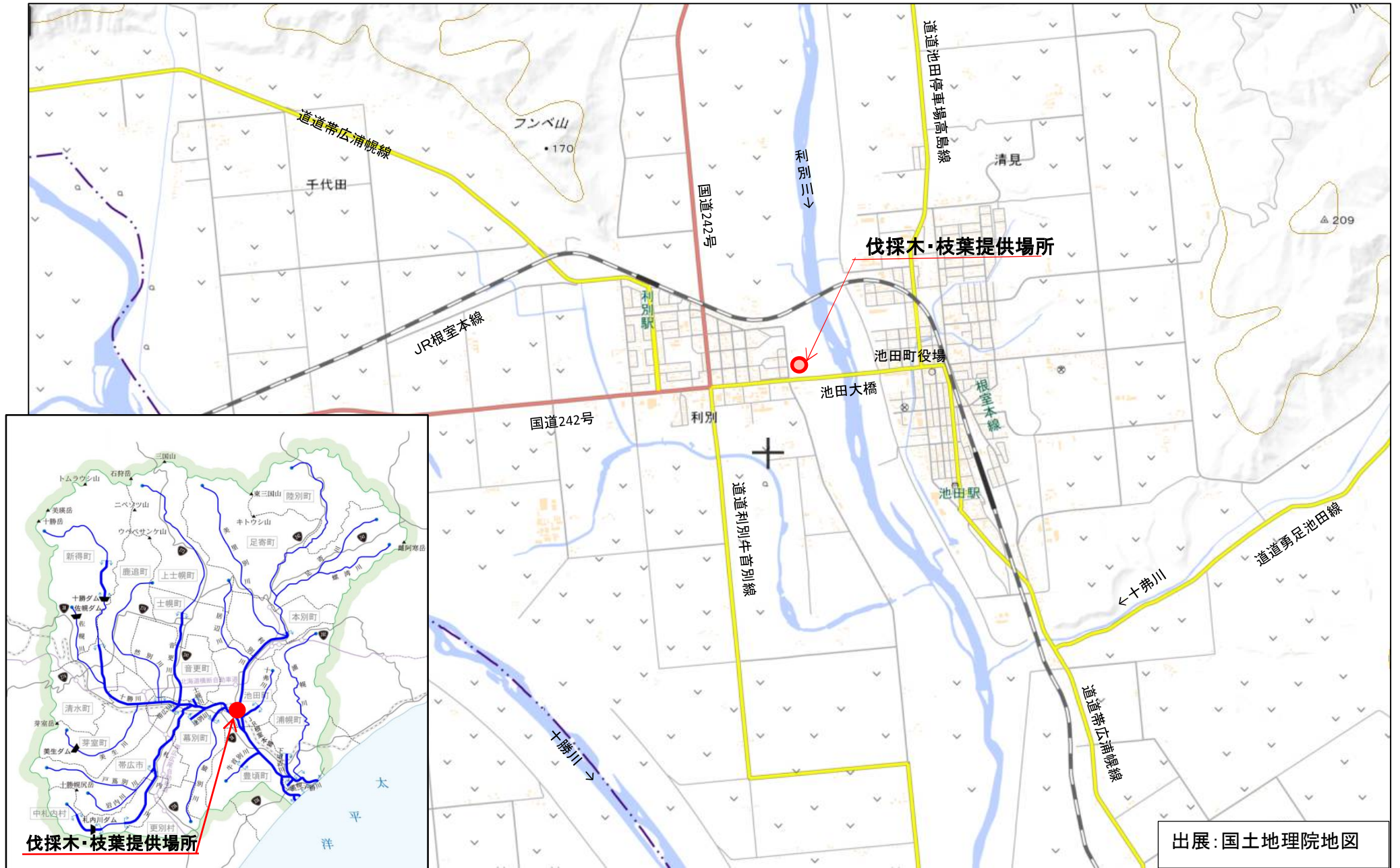
※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、採取作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

別途図面 箇所図

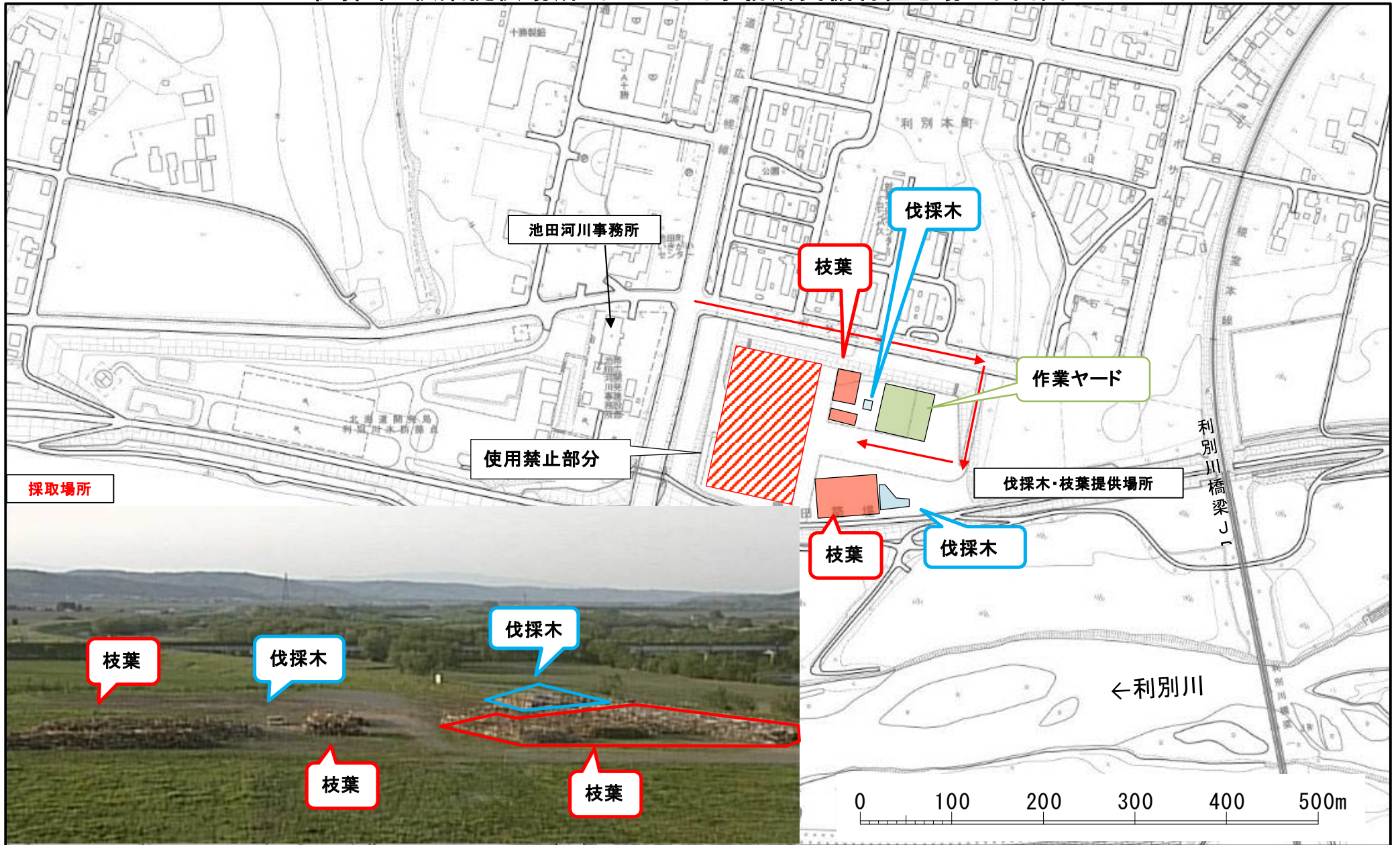
伐採木・枝葉提供場所 箇所図



別途図面

重機により積込を行う方

伐採木・枝葉提供場所 池田河川事務所資機材置き場 平面図



参考

池田河川事務所資機材置き場 提供木・枝・葉写真

| 資機材置き場 提供木 | 資機材置き場 提供枝・葉 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |
| 資機材置き場 提供木 | 資機材置き場 提供枝・葉 |
|  |  |
| 資機材置き場 提供木 | 資機材置き場 提供枝・葉 |
|  |  |
| 資機材置き場 提供木 | 資機材置き場 提供枝・葉 |
|  |  |